

## 容器包装識別表示

現像・プリントサービス ガイドライン (表示例)

発行:平成14年9月18日

改訂:平成16年4月15日

日本カラーラボ協会

環境委員会

# 目次

1. ガイドラインについて
2. 識別表示の方法
3. 参考
4. その他情報

## 識別表示事例集

- (1) 135同時プリント
- (2) APS同時プリント
- (3) 大伸ばしプリント(プラスチック製袋使用)
- (4) 大伸ばしプリント(紙製袋使用)
- (5) ポストカード(結束用テープ使用)
- (6) ポストカード(はがき用袋使用)
- (7) スライド(マウント)
- (8) スライド(スリーブ、シート仕上げ)
- (9) PhotoCD (プラスチックCDケース)
- (10) PhotoCD (紙製保護カバー)
- (11) 包装用袋・包装紙

## 1. ガイドラインについて

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、平成13年4月1日より、第2種指定製品として、プラスチック製容器包装、紙製容器包装への識別表示が義務づけられ、当業界において利用されている容器包装も、識別表示義務の対象となります。本ガイドラインでは、識

なお、容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象とならない小規模事業者についても識別表示の対象事業者となりますので、ご留意下さい。

## 2. 識別表示の方法

### 一括表示方法

識別表示方法は、個別表示を原則としますが、多重容器包装の場合には一括表示が認められています。

- ・個別表示が困難な容器包装がある場合(無地の容器包装や物理的制約のある容器包装)
- ・同じタイミングで廃棄される場合

識別表示を免除されるケース

- ・無地の容器包装
- ・表示可能面積が50cm<sup>2</sup>未満で「規定サイズ」表示ができない容器包装
- ・形状素材面から技術的に表示が不可能な容器包装

ただし、多重容器包装の場合には、一括表示による表示が必要となります。

### 表示のデザイン、色、サイズ

#### デザイン

紙製容器包装



プラスチック製容器包装



#### サイズ

印刷の場合 6mm以上

刻印の場合 8mm以上

#### 表示色

識別マークは、容器包装全体の模様及び色彩と比較して、鮮明であり、かつ容易に識別できるものとする。

### 材質表示との併記

プラスチック容器包装に、識別表示と組み合わせて材質表示を行う場合には、JIS K 6899-1:2000 (ISO 1043-1:1997)で定められている記号を用いて行う。

例 単一素材の場合



PE

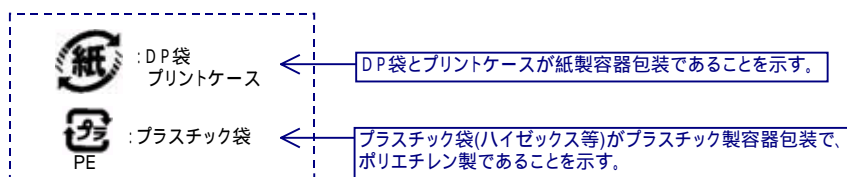
複合材質の場合



PP,PET

\* 複合材質の場合には、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、素材の質量比の大きなものを、1番目に記載し、アンダーラインを付ける。

### 一括して表示する場合



### 一括表示を行う場合の用語

一括表示を行う場合、包装の部位を示す用語を記載するが、専門用語を避け、一般消費者に正しく理解される用語を用いる必要がある。原則的には、本ガイドラインで使用している用語を用いることとする。

## 3. 勧告・命令・罰則等の猶予期間

資源有効利用促進法(再生資源利用促進法一部改正)の施行(平成13年4月1日)から識別表示義務が発生する。

ただし、勧告・命令・罰則等の規定については、平成15年3月31日までの2年間は適用されない。

#### 4. 参考

- (1)資源有効利用促進法施行令(政令第56号、平成13年3月22日公布)
- (2)資源有効利用促進法施行令の特定容器包装に関する省令  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業4省令第1号、平成13年3月28日公布)
- (3)特定容器包装の表示事項を定める省令  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業4省令第2号、平成13年3月28日)
- (4)JIS K 6899-1:2000 (ISO 1043-1:1997)プラスチック - 記号及び略号 - 第1部:共重合体(ポリマー)及びその特性
- (5)紙製及びプラスチック製容器包装への識別表示等について  
(第16回産業構造審議会 廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル小委員会)  
<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0000836/0/recycle.htm>

#### 5. その他情報

清刷の入手に関する問い合わせ先:

紙製容器包装リサイクル推進協議会 <http://www.kami-suisinkyo.org/>

プラスチック製容器包装リサイクル推進協議会 <http://www.pprc.gr.jp/>

プラスチック製容器包装の材質表示に関する問い合わせ先:

日本プラスチック工業連盟 <http://www.jpif.gr.jp/>